

平成 21 年 11 月 25 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号  
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社  
代表取締役社長 矢嶋 弘毅  
(コード番号 4281)  
問い合わせ先 戦略統括本部 IR 担当  
Tel : 03-5449-6300 email : ir\_inf@dac.co.jp

## 決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年11月25日開催の取締役会において、平成22年 2月25日開催予定の第13期定時株主総会で「定款の一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 決算期変更の内容

現 在：毎年 11 月 30 日

変更案：毎年 3 月 31 日

同決算期の変更に伴い第 14 期は、平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの 12 ヶ月決算から、平成 21 年 12 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 16 ヶ月の変則決算となる予定です。

#### 2. 変更の理由

当社の事業年度は毎年 11 月 30 日を末日としておりますが、連結対象会社との決算期の統一も含めて、経営計画の策定や業績管理など、経営及び事業運営全般にわたって効率化を図るため、事業年度の末日を 3 月 31 日とする決算期の変更を行うものです。

#### 3. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 4. 日程

当社第 13 期定時株主総会開催日：平成 22 年 2 月 25 日（予定）

定款変更の効力発生日：同上

#### 5. 今後の見通し

第 14 期（平成 21 年 12 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日）の業績見通しは開示しておりません。これは当社グループが属するインターネット広告関連業界が、事業環境の変化が激しく、不確定要素が大きいいため、業績の予測を行うことが困難であることによります。なお、適時開示のルールに従い、開示が可能となった時点で、必要に応じて速やかに公表を行ってまいります。

以 上

## 【別紙】

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(基準日) 第7条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(事業年度) 第44条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。</p> <p>(剰余金の配当事業年度) 第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第46条 当社は、取締役会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(基準日) 第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(事業年度) 第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当事業年度) 第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第46条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>附則</p> <p>第1条 第44条(事業年度)の規定にかかわらず、平成21年12月1日から始まる第14期事業年度は、翌々年3月31日までの1年4ヶ月間とする。なお、本附則は第14期事業年度経過後にこれを削除する。</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>第2条 第46条(中間配当金)の規定にかかわらず、平成21年12月1日から始まる第14期事業年度における当社の中間配当金の基準日は、平成22年5月31日とする。なお、本附則は第14期事業年度経過後にこれを削除する。</u></p>
-------------	---